

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するための今後の方針

令和4年3月4日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

京都府における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、1月27日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受けておりましたが、京都府内におきましては、未だ適用の解除に至る状況ではないことから、まん延防止等重点措置の期間が3月21日まで再延長されました。

このため、京都府が示した「まん延防止等重点措置の延長について」に準じて、京丹波町では、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施します。

町民の皆様におかれましては、感染拡大を抑制する取り組みについて、引き続きご理解とご協力をお願いします。

## ◆ 取組期間

1月27日（木）0時から3月21日（月・祝）24時まで

## ◆ 感染拡大を抑制するためのお願い

### (1) 基本的な感染防止対策の継続

- ・ 3つの基本（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）を徹底してください。
- ・ 人と人との身体的距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気を心がけてください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けてください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うなど、慎重に行動してください。

### (2) 体調不良を感じたら医療機関に相談を

- ・ 少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談してください。
- ・ 「これ位なら大丈夫」と無理をせず、外出等を控える勇気を持ってください。
- ・ 職場では、体調不良や感染を疑う人が休みを取れる環境を整えてください。
- ・ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診してください。

### (3) 外出時は感染リスクを避けて慎重に行動を

- ・ 不要不急の外出や都道府県間の移動は、できる限り控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 多数の人が集まる行事、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。

#### (4) 飲食機会における注意

- ・ 2時間を目安に、長時間に及ばないようにしてください。
- ・ 会話は正しくマスクを着用して、大声は控えてください。
- ・ 一つのテーブルでは、4人を目安にしてください。
- ・ 飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください。

#### (5) ワクチン接種等について

- ・ 発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。
- ・ 職場では、ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく行ける環境づくりを整えてください。
- ・ ワクチン接種を完了した方も、引き続き、マスク着用、手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。

#### (6) 事業者への営業時間短縮、人数制限に対する要請

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗については、以下の内容による営業をお願いします。

営業時間短縮等	
認証店（※1）	認証店以外
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業時間：5時から21時まで</li><li>・ 酒類の提供・持込み：11時から20時30分まで</li></ul> ただし、営業時間5時から20時まで、かつ酒類提供・持込みを行わないとすることも可	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業時間：5時から20時まで</li><li>・ 酒類の提供・持込みを行わない</li></ul>
営業にあたっての要請内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること</li><li>・ 同一グループの同一テーブル4人以下とすること</li></ul>	

※1 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店等

## (7) 施設の使用制限

町が管理する体育館やグラウンド、公民館などの施設については、町立学校施設（体育館、グラウンド等）は使用中止とし、社会教育施設（体育館、グラウンド、集会所等）等は、次のとおり制限した上で施設の使用を認めます。社会教育施設を利用するにあたっては、「新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン」を遵守してください。

### ・使用中止とする町立学校施設

#### 【小中学校の体育館及びグラウンド等】

竹野小学校	丹波ひかり小学校
下山小学校	瑞穂小学校
和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校

### ・使用制限を行う社会教育施設等

#### 使用制限の内容

使用者	町内在住者もしくは町内団体に限る。
使用時間	1団体・個人につき1日3時間以内 使用は午後9時まで
その他	大会、イベント等の開催は控えてください。

#### 【集会場等】

中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター
山村開発センターみずほ	わーふ館

#### 【運動施設】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	わち夢広場

#### 【公園】

須知川水辺公園	須知公園
---------	------

## (8) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、以下の要件に沿った開催をお願いします。

- ① 実施期間 3月21日（月・祝）まで
- ② 上限人数 5,000人まで
- ③ 収容率 大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%  
大声での歓声等が想定されるもの：50%
- ④ 事前協議 参加者が5,000人を超えるイベントを実施する場合は、事前に京都府の相談窓口にご相談してください。

（新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658）

## (9) 職場における感染予防の徹底

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、週休の分散化、休暇取得、テレビ会議の活用等により、職場や通勤中での人との接触の軽減に取り組んでください。
- ・居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底してください。
- ・濃厚接触者と思われる職員等の自宅待機などの自主的な取り組みを行ってください。
- ・体調に不安のある従業員に対して、休みやすい環境づくりを推進してください。

### ◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項（9）職場における感染予防の徹底と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

### ◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を講じた上で開催します。

### ◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。